

八王子市成年後見活用あんしん生活創造事業実施要綱

平成19年4月1日施行

改正 平成23年4月1日

平成25年4月1日

(目的)

第1条 成年後見活用あんしん生活創造事業は、成年後見制度の利用を促進するための体制整備及び事業の実施を支援することにより、認知症高齢者、知的障害者等が判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難になった場合に、地域で安心して生活を継続できるよう、成年後見制度の積極的な活用を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は八王子市（以下「市」という。）とする。

2 市は、事業の一部若しくは全部を社会福祉法人八王子市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に委託して、実施することができる。

(事業の内容)

第3条 本事業の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 成年後見制度推進機関の設置・運営

成年後見制度推進機関（以下「推進機関」という。）を設置し、成年後見・あんしんサポートセンター八王子の事業の一部として、下記の(ア)から(ウ)までの事業を実施する。

(ア) 成年後見人等の支援

成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人（以下「成年後見人等」という。）による後見事務の円滑な実施を支援するため、推進機関において成年後見人等のための実務研修、成年後見人等連絡会、社会貢献型後見人の育成等を実施する。また、成年後見制度に関する普及啓発活動を実施し、利用促進を図る。

(イ) 地域ネットワークの活用

成年後見に関するニーズの把握及び成年後見人等による後見事務の円滑化を図るため、推進機関において、地域の居宅介護支援専門員、ホームヘルパー、かかりつけ医等との連絡会を開催する。

(ウ) 運営委員会の設置

第三者の立場から推進機関の運営方針等について指導・助言を行なうための運営委員会を設置する。

(関係機関との連携及び調整)

第4条 福祉サービスの利用者等を総合的かつ一体的に支援するため、本事業の実施にあたっては、各事業相互に緊密な連携を図り、一体性を確保するとともに、必要に応じ、次の各号に掲げる施設、団体、及び専門職等との連携・調整を図るものとする。

- (1) 地域包括支援センター、障害者生活支援センター、精神障害者地域生活支援センター、子ども家庭支援センター、地域の非営利特定活動法人、消費者センター、医療機関、福祉サービス提供事業者、居宅介護支援事業者等地域の関係機関、関係団体
- (2) 社会福祉士、司法書士、弁護士及び各専門職団体
- (3) 保健所、福祉事務所等区市町村の関係各部署
- (4) 民生委員・児童委員

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日より適用する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日より適用する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日より適用する。